

京都市告示第680号

京都市宇津峽公園の指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市宇津峽公園条例第4条ただし書きの規定に基づき、臨時の休園日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年3月10日

京都市長 門川大作

臨時に休園日を変更する日

現行	変更後
令和5年5月6日(土) 休園	令和5年5月6日(土) 開園
令和5年7月19日(水) 休園	令和5年7月19日(水) 開園
令和5年7月26日(水) 休園	令和5年7月26日(水) 開園
令和5年8月2日(水) 休園	令和5年8月2日(水) 開園
令和5年8月9日(水) 休園	令和5年8月9日(水) 開園
令和5年8月16日(水) 休園	令和5年8月16日(水) 開園
令和5年8月23日(水) 休園	令和5年8月23日(水) 開園

(産業観光局農林振興室農林企画課)